

# 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、県内に自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置する事業に要する経費に対し、神奈川県が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

### (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であつて、第4条第1項に規定する補助事業者（補助事業を第3条第3項に規定するリース等により実施する場合はリース等使用者）が、当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするもの及びその附属設備をいう。

### (2) リース

契約の名称にかかわらず、使用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して使用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、使用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであつて、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。ただし、契約期間が17年以上あるものに限る。

## (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、県内に次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備（全て未使用品であることとする。また、住居の用に供する部分で使用するものを除く。以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。ただし、国又は県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業を除く。

(1) 太陽光発電設備を設置する場合は、発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が10kW以上であること。

(2) 風力発電設備を設置する場合は、単機の発電出力が1kW以上であること。

(3) 太陽光及び風力発電設備を合わせて設置する場合は、合計の発電出力が10kW以上、かつ、風力発電設備の単機の発電出力が1kW以上であること。

2 太陽光発電設備の発電出力に少数点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助事業をリース又は割賦（以下「リース等」という。）により実施する場合は、リース等事業者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備のリース又は割賦を行う者）は、

リース等使用者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備を設置して使用する者）から領収するリース料又は割賦料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施し、かつ補助対象設備を所有する者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人（地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項に定める普通地方公共団体及び同条第3項に定める特別地方公共団体を除く。）

イ 青色申告を行っている個人事業主

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(4) 次の申立てを行っていないこと。

ア 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て

(5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(7) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第3号に定める暴力団員又は第5号に定める暴力団経営支配法人と認められること。

イ 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所を言う。）の代表者をいう。）が、神奈川県暴力団排除条例第2条第4条に定める暴力団員等と密接な関係な関係を有していると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると確認した場合は、神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人の代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

3 知事は、補助対象者が補助金の交付申請を行ったとき及び補助金の交付決定を受けた以

降に、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

4 知事は、補助事業者が、第2項に該当すると確認したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、補助事業をリース等により実施する場合は、補助金の交付を受ける者及び補助事業者はリース等事業者とする。また、リース等事業者が民間企業及びリース等使用者が第1項第1号の各号に掲げるいずれかの者であることとし、リース等事業者及びリース等使用者の双方について、前4項の規定を適用するものとする。

#### (補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費であつて、別表1に掲げるものとする。

2 前項の経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

#### (補助額の算出方法)

第6条 補助額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計額に、3分の1を乗じた額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業において太陽光発電設備を設置する場合の補助額は、前項の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり9万円を乗じた額のいずれか少ない額を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助事業において次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池を設置する場合の補助額は、第1項の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり20万円を乗じた額のいずれか少ない額を上限とする。

(1) 発電セルは、半導体層が $10\mu\text{m}$ 以下であること。

(2) モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。

(3) 荷重(架台等に必要の部材を含む)が $10\text{kg}/\text{m}^2$ 以下であること。

4 前3項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 太陽光発電設備(薄膜太陽電池を除く)、薄膜太陽電池若しくは風力発電設備のいずれかを組合せて又は全部を設置する場合の補助額の上限は、これらの自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに前4条の規定により算出した補助額の合計額とする。

6 前5項の規定にかかわらず、補助対象者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の民間企業である場合の補助額は、3,000万円を上限とする。

#### (申請書の提出期日等)

第7条 補助対象者が補助金の交付申請をする場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書(第1号様式)に別表2に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業をリース等により実施する場合は、リース等事業者及びリース等使用者は共同で申請することとし、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）並びに神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請に関する誓約書（第1号様式別紙3）及びこれらに附属する添付書類については、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出するとともに、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書（第1号様式別紙4）を提出しなければならない。
- 3 補助対象設備を設置する施設の所有者と補助事業者（補助事業をリース等により実施する場合はリース等使用者）が異なる場合は、前2項に規定する書類に神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書（第1号様式別紙5）を添えて提出しなければならない。なお、この場合においては、第4条第2項から第4項までの補助対象者及び補助事業者についての規定を施設の所有者に準用するものとする。

#### （交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

#### （補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

- 2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業の実施に係る契約の締結日とする。ただし、申請書の提出前までに補助事業の実施に係る契約を締結することを県が認めた場合においては、補助事業の実施に係る設計の着手日又は補助対象設備の設置工事の着工日等のいずれか早い日とする。
- 3 第16条第1項に規定する実績報告を行う期日にかかわらず、補助事業は補助事業を実施する年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係るすべての支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

#### （交付の条件）

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費等を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、第8条の規定により通知した交付決定額から20%以内の減額となる変更又は経費の配分を変更しようとする場合であって、費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

らない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適當な行為を行ってはならない。
- (6) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない。

#### (変更の申請)

第11条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適當であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認通知書（第5号様式）により、適當であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適當であると認められた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止又は廃止が適當であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、適當であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

#### (申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

#### (状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。なお、状況報告の日が第16条第1項に規定する実績報告の日以後となる場合は、状況報告を省略することができる。

2 前項の報告のほか、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取り消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第11条の規定による実績報告は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書（第11号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、事業完了の日から2箇月を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

(補助金の額の確定及び支払い)

第17条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払い)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いをすることができる。
- 3 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金概算払い交付申請書（第13号様式）を、知事に提出しなければならない。

(補助事業完了後の状況の報告)

第19条 知事は、補助事業完了後も、必要に応じて補助事業者から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

(財産の処分等の制限)

第20条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類及び処分制限期間は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限期間
太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)
風力発電設備	17年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産（以下、「補助対象財産」という。）を処分又は補助事業をリース等により実施する場合において、リース等事業者が処分制限期間若しくはリース等契約の期間内に補助対象財産をリース等使用者からの引き上げ（以下「処分等という。」）を行おうとするときは、あらかじめ神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認申請書（第14号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。
- 3 知事は前項の規定により処分等を承認するときは、別に定めるところにより、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から前条第1項に掲げる財産の種類ごとに定める期間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第22条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行、適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行、適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行、適用する。



別表1 補助対象経費（第5条関係）

区分	内容
設備費	補助対象事業の実施に必要な太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備並びにその附属設備等の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助対象事業の実施に必要な太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備等の設置に要する経費（再生可能エネルギー源を利用する発電設備の設置に向けた設計に要する経費を含む）

別表2 交付申請をする場合に必要書類（第7条関係）

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式別紙1	補助対象経費の内訳書	
添付資料	補助事業の実施に係る見積書	
添付資料	リース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す契約書の案等	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
添付資料	再生可能エネルギー発電設備等に係る仕様書	
添付資料	再生可能エネルギー発電設備設置場所の周辺地図	
添付資料	再生可能エネルギー発電設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料を提出すること
添付資料	補助事業の実施に係る工程表	
添付資料	補助金の振込口座情報（金融機関・口座名義・口座種別・口座番号が記載されたもの）	
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	本様式及び本様式に附属する添付資料については、補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること
添付資料	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は寄附行為等の原本	法人の場合に種別に応じて提出すること
添付資料	青色申告者であることを証明する書類（写し）の直近1年分	個人事業主の場合に提出すること
添付資料	補助対象者の定款（写し）	
添付資料	中小企業者であることが確認できる書類（写し）	中小企業者に該当する場合に提出することただし、商業登記簿謄本で確認できる場合は不要とする
添付資料	貸借対照表の直近2年分	
添付資料	損益計算書の直近2年分	
第1号様式別紙3	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請に関する誓約書	補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者双方に係る書類を提出すること
第1号様式別紙4	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
第1号様式別紙5	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書	補助事業者又はリース等使用者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること（施設の所有者に係る役員等氏名一覧表及び商業登記簿謄本を添えて提出すること）
添付資料	その他知事が必要と認める書類	

別表3 実績報告をする場合に必要書類（第16条関係）

様式番号等	提出書類	備考
第11号様式別紙	補助対象経費の内訳書	
添付資料	補助事業に係る支出を証する書類（補助対象経費の内訳毎の経理証拠書類の写し）	
添付資料	リース等契約書（写し）及びリース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
添付資料	設置場所及び再生可能エネルギー設備の外観が確認できる写真	
添付資料	実際の再生可能エネルギー発電設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料を提出すること
添付資料	補助事業の実施に係る実際の工程表	
添付資料	その他、県が必要に応じて提出を指示する書類	

第1号様式（第7条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を、神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

県内において、2のとおり自家消費型再生可能エネルギー発電設備を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用します。

また、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために神奈川県が実施する広報活動などの取組に協力します。

2 再生可能エネルギー発電設備の種類等

再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

3 交付申請額 (千円未満切捨て)

円

## (交付申請額の積算)

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計（補助対象経費） (A)		円
交付申請額（千円未満切捨て）		円
補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円
計（補助対象外経費） (B)		円
合計 (A + B)		円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

## 4 補助事業の着手及び完了の予定日

着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 導入効果の見込

年間発電量 (kWh)	kWh
年間電気料金削減額 (円)	円
年間二酸化炭素排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	t-CO <sub>2</sub> /kWh

6 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

申請者が中小企業者である場合の業種 (中小企業基本法第2条第1項による)			
資本金		従業員数	
部署名・ 役職名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
電子メール アドレス			

(2) 共同申請者の情報 (共同申請を行う場合)

法人名称			
代表者・職名		代表者・氏名	
共同申請者が中小企業者である場合の業種 (中小企業基本法第2条第1項による)			
資本金		従業員数	
部署名・ 役職名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
電子メール アドレス			

第1号様式別紙1

補助対象経費の内訳書

名称 \_\_\_\_\_

(単位：円)

経費の区分	費目	細目	金額	見積書との対応			補助対象経費の分類				
				No.	品目	見積金額	施工業者等名	補助対象経費	補助対象外経費	備考	
設備費	再生可能エネルギー発電設備費										
	再生可能エネルギー発電設備に係る付属設備費										
	発電量データ収集用設備費	発電量データ収集用設備									
	設置工事材料費	配線ケーブル類									
	その他設備費										
	設備費小計				設備費小計						

経費の区分	費目	細目	申請額	No.	品目	見積金額	施工業者等名	補助対象経費	補助対象外経費	備考	
											設置工事費
設計費											
設置工事費	設置工事費	設置工事費									
		電気設備工事費									
		安全対策費									
諸経費											
設置工事費小計				設置工事費小計							

総計		総計								
----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く  
細目欄は適宜記入し、行が足りない場合は追加すること

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者					

記載された全ての者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職名・氏名)



神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請に関する誓約書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

⑩

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書の提出にあたり、次の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 2 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 3 次の申立てを行っていないこと。
  - (1) 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - (2) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - (3) 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て
- 4 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 5 県税その他の租税を滞納していないこと。
- 6 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- 7 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 8 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第3号に定める暴力団員又は第5号に定める暴力団経営支配法人と認められること。
  - (2) 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所を言う。）の代表者をいう。）が、神奈川県暴力団排除条例第2条第4条に定める暴力団員等と密接な関係な関係を有していると認められること。

第1号様式別紙4

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
申請者 〔リース事業者又は割賦事業者〕		㊞
共同申請者 〔リース又は割賦で設置する設備の使用者〕		㊞

【同意事項】

- 1 リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- 2 交付決定の結果については、リース事業者又は割賦事業者に通知します。
- 3 補助金はリース事業者又は割賦事業者に交付されますが、リース事業者又は割賦事業者が補助事業で設置する設備の使用者から領収するリース料又は割賦料の算定にあたり、元本相当額から補助金相当額分を減額することを要します。
- 4 リース事業者又は割賦事業者及び補助事業で設置する設備の使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者又は割賦事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

第1号様式別紙5

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る設置施設に関する同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名します。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名	
申請者		㊟
共同申請者		㊟
補助対象設備を 設置する施設の 所有者		㊟

【同意事項】

- 1 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱の趣旨を理解し、補助事業の実施に協力します。
- 2 補助対象設備を設置する施設の所有者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会します。
- 3 補助対象設備を次の施設に設置することに同意します。

設置場所所在地
施設等名称

第2号様式（第8条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第8条の規定により通知した交付決定額から20%以内の減額となる変更又は経費の配分で費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ってはなりません。
- (7) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければなりません。
- (8) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

(9) この補助金は、知事が交付すべき補助金の額を確定したのち、支払われるものとしませんが、知事が必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いを受けることができます。

(10) その他、規則及び神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第16条の規定により、知事に提出しなければなりません。

4 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第20条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第8条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

（交付しない理由）

第4号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額（千円未満切捨て）

変更前 円 変更後 円

(1) 変更前交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計（補助対象経費）	(A)	円
交付申請額（千円未満切捨て）		円

補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円
計（補助対象外経費）		（B） 円
合計		（A+B） 円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

(2) 変更後交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計（補助対象経費）		（A） 円
交付申請額（千円未満切捨て）		円
補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円



計（補助対象外経費）	(B)	円
合計	(A+B)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

## 2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経費の配分		

## 3 変更の理由

第5号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容及び経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業変更）承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第6号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

第7号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金  
変更交付（補助事業中止・廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 交付申請額（千円未満切捨て）

変更前 円 変更後 円

(1) 中止・廃止前交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計（補助対象経費）	(A)	円
交付申請額（千円未満切捨て）		円

補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円
計（補助対象外経費）		（B） 円
合計		（A+B） 円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

(2) 中止・廃止後交付申請額の積算

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計（補助対象経費）		（A） 円
交付申請額（千円未満切捨て）		円
補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円

計（補助対象外経費）	(B)	円
合計	(A+B)	円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

## 2 中止・廃止の内容

## 3 中止・廃止の理由

第8号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付  
（補助事業中止・廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、申請のとおり承認することとしたので、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

第9号様式（第11条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付  
（補助事業中止・廃止）不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）



第10号様式（第13条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費等の支出状況

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 再生可能エネルギー発電設備の種類等

再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
設置場所所在地 (施設等名称)	設置場所所有者名

2 補助対象経費等の支出状況

経費の区分	費目名	金額
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	円
	再生可能エネルギー発電設備に係る 附属設備費	円
	発電量データ収集用設備費	円
	設置工事材料費	円
	その他設備費	円
設置工事費	設計費	円
	設置工事費	円
	諸経費	円
計 (補助対象経費)	(A)	円

交付申請額（千円未満切捨て）		円
補助対象外 経費		円
		円
		円
		円
		円
計（補助対象外経費）		円
合計		円

※ 消費税及び地方消費税相当額は除く  
 交付申請額は、第6条に規定する額を上限とする

3 補助事業の着手及び完了の日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

4 導入効果の見込

再生可能エネルギー発電設備の稼働日	年 月 日
年間発電量 (kWh)	kWh
年間電気料金削減額 (円)	円
年間二酸化炭素排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	t-CO <sub>2</sub> /kWh

第11号様式別紙

補助対象経費の内訳書

名称 \_\_\_\_\_

(単位:円)

経費の区分	費目	細目	金額	請求書との対応			補助対象経費の分類				
				No.	品目	請求金額	施工業者等名	補助対象経費	補助対象外経費	備考	
設備費	再生可能エネルギー発電設備費										
	再生可能エネルギー発電設備に係る付属設備費										
	発電量データ収集用設備費	発電量データ収集用設備									
	設置工事材料費	配線ケーブル類									
	その他設備費										
設備費小計				設備費小計							

経費の区分	費目	細目	申請額	No.	品目	請求金額	施工業者等名	補助対象経費	補助対象外経費	備考	
設置工事費	調査・設計費	調査費									
		設計費									
	設置工事費	設置工事費									
		電気設備工事費									
		安全対策費									
	諸経費										
	設置工事費小計				設置工事費小計						

総計		総計								
----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く  
細目欄は適宜記入し、行が足りない場合は追加すること

第12号様式（第17条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

第13号様式（第18条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金概算払い交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第 号）  
により交付決定を受けた補助金について、概算払いにより交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付決定額（A）

2 概算払い交付申請額（B）

3 差し引き残額（A－B）

4 概算払いを必要とする理由

第14号様式（第20条関係）

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由